

香社労発第176号
平成31年1月9日

会 員 各 位

香川県社会保険労務士会
会 長 植 田 博 司
(公 印 省 略)

二以上勤務者に係る電子申請の各種届出について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当会の運営につきまして格別のご協力を賜り、有り難く厚くお礼申し上げます。

先般、日本年金機構高松西年金事務所長より別添のとおり通知がありましたので情報提供します。

敬具

<送付資料>

高西年発第27号

「二以上勤務者に係る電子申請の各種届出について」

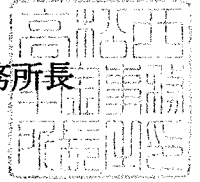
※なお、県会ホームページの会員向けページにおいて、他の情報提供もあわせて掲載しております。



高西年発第 27 号
平成 30 年 12 月 28 日

香川県社会保険労務士会長 様

日本年金機構高松西年金事務所長
(香川県代表事務所)



二以上勤務者に係る電子申請の各種届出について

日頃より、日本年金機構における業務運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般の会議にてお知らせさせていただきました、二以上勤務者に係る社会保険労務士からの電子申請があった各種届出につきまして、下記のとおり整理いたしましたので、ご留意いただきますようよろしくお願いいたします。

- ・ 二以上勤務者に係る電子申請については、「二以上事業所勤務届」を含め、電子申請で届け出可能であるすべての届出が提出できます。
- ・ 電子申請後、高松広域事務センターにおいて受付確認のうえ、「二以上事業所勤務被保険者のため、年金事務所で処理を行うものです。申請データは返戻いたしますが、当方で手続きは進めていきますので、電子申請での再提出や改めての手続きは不要です。当方での手続きが完了後、年金事務所から通知書を紙で事業主に郵送いたします。」という内容で、申請データの返戻を高松広域事務センターより社会保険労務士に対して行います。
また、受付の段階で不備等が判明した場合は、通常電子申請同様、高松広域事務センターより社会保険労務士に返戻をいたします。
- ・ 二以上事業所勤務者の電子申請の提出については、通常提出をしていただくことによって、届書ごとに提出先（年金事務所または高松広域事務センター）を自動的に振り分けます。（別添「○電子申請における二以上事業所勤務者の届出」のとおり。）

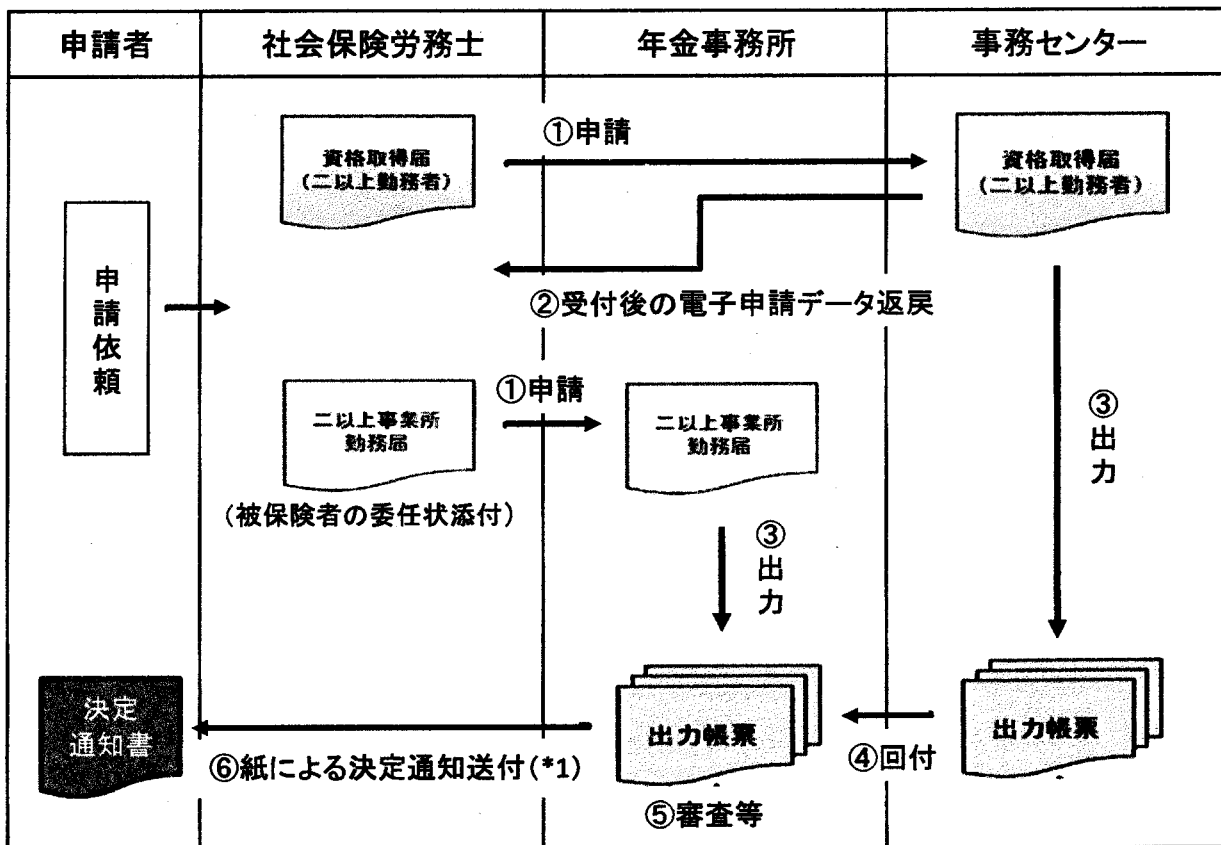
【照会先】

日本年金機構 高松西年金事務所
担当：総務課 浜田
厚生年金適用調査課 井上
電話：087-822-2840

○電子申請における二以上事業所勤務者の届出

・資格取得の場合

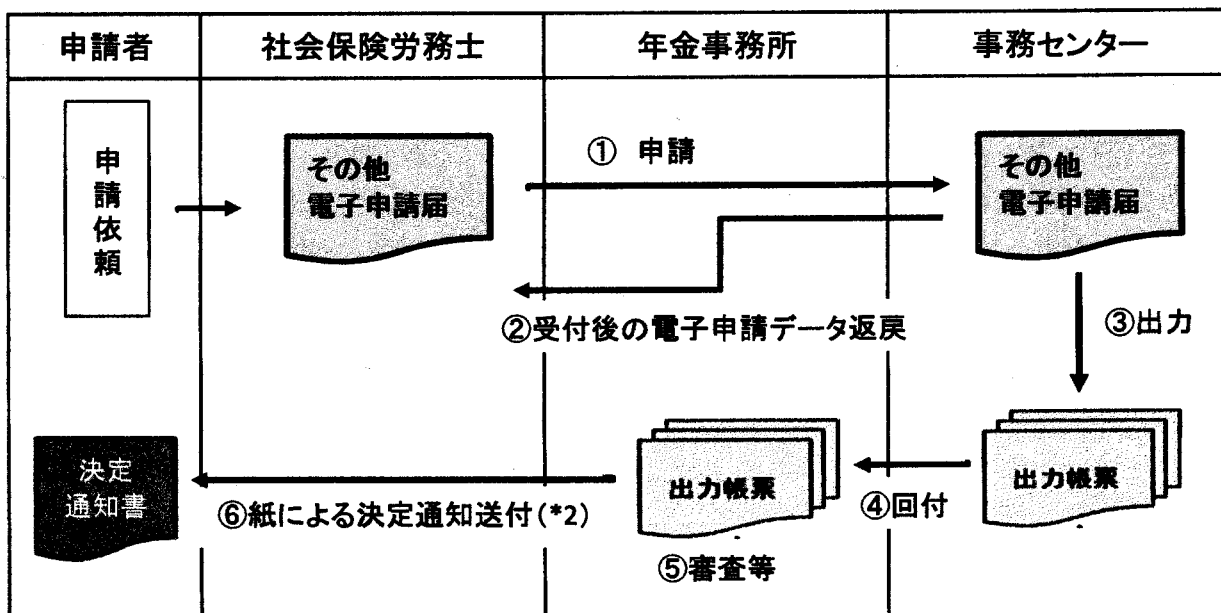
(イメージ図)



(*1):「健康保険・厚生年金保険資格取得確認、二以上事業所勤務被保険者決定及び標準報酬決定通知書」及び「二以上事業所勤務被保険者決定及び標準報酬決定通知書」を送付

・その他の電子申請の場合

(イメージ図)



(*2):「二以上事業所勤務被保険者標準報酬決定通知書」を送付